

葉山町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

葉山町議会の定例会の回数に関する条例(昭和 31 年 葉山町条例第 195 号) の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和 6 年 12 月 13 日提出

提出者	葉山町議会議員	土	佐	洋	子
賛成者	葉山町議会議員	三	浦	大	輝
	同 上	星		加	代 子
	同 上	笹	本	貢	史
	同 上	中	村	和	雄
	同 上	石	岡	実	成
	同 上	山	田	由	美
	同 上	金	崎	ひ	さ
	同 上	荒	井	直	彦
	同 上	笠	原	俊	一
	同 上	待	寺	真	司
	同 上	窪	田	美	樹
	同 上	近	藤	昇	一

提案理由

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和 7 年第 2 回定例会の会期を通年とすることとし、同年の定例会の回数を改めるため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

葉山町議会の定例会の回数に関する条例（昭和 31 年 葉山町条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「(旧条例の廃止)」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年における葉山町議会の定例会の回数に関する特例）

- 3 葉山町議会の定例会の回数は、令和 7 年に限り、本則中「年 4 回」とあるのは「年 2 回」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

条 例 の 概 要

題 名

葉山町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和 7 年第 2 回定例会の実施方法を、会期を通年とする通年議会制とするため、令和 7 年定例会の回数を改めることとした。

2 内 容

令和 7 年の第 2 回定例会を試行的に通年議会として実施することから、附則を追加することとし、併せて附則に見出しを付することとした。

3 施行期日等

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行することとした。

葉山町議会の定例会の回数に関する条例 新旧対照表（R 7. 1. 1 適用）

改正後	改正前
○葉山町議会の定例会の回数に関する条例 昭和 31 年 10 月 2 日条例第 195 号 地方自治法第 102 条第 2 項の規定による定例会を開くべき回数は、年 4 回とする。 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。 <u>（旧条例の廃止）</u> 2 葉山町議会定例会条例（昭和 27 年 8 月葉山町条例第 147 号）は、廃止する。 <u>（令和 7 年における葉山町議会の定例会の回数に関する特例）</u> 3 <u>葉山町議会の定例会の回数は、令和 7 年に限り、本則中「年 4 回」とあるのは「年 2 回」とする。</u>	○葉山町議会の定例会の回数に関する条例 昭和 31 年 10 月 2 日条例第 195 号 地方自治法第 102 条第 2 項の規定による定例会を開くべき回数は、年 4 回とする。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。 2 葉山町議会定例会条例（昭和 27 年 8 月葉山町条例第 147 号）は、廃止する。